

# 行動のルール

■ 倫理規程は、許認可等の相手方、契約の相手方など、職員にとって「利害関係者」となる者の範囲を定めた上で、利害関係者との間で禁止されることなどを規定しています。

## 利害関係者との間で禁止される行為の例

- 贈与を受けること
- 供応接待を受けること
- 金銭の貸付けを受けること
- 無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けること
- 未公開株式を譲り受けること
- ゴルフや旅行を共にすること
- 第三者に対して上記のような行為をさせること

## 利害関係者との間でも禁止されない行為の例

- 同窓会への出席
- 広く一般に配るための宣伝用物品・記念品を受領すること
- 学生時代の友人からの香典・祝儀を受領すること
- 職務として出席した会議での簡素な飲食の提供を受けること
- 立食パーティーで飲食の提供を受けること

## その他の禁止行為

- 社会通念上相当と認められる程度を超える接待等を受けること
- つけ回しをすること
- 国の補助金・経費により作成される書籍等や国が過半数を買い入れる書籍等の監修や編さんを行った場合に、その報酬を受領すること
- 他の職員が倫理規程違反によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり享受すること

自分の飲食費用を職員が自ら負担する場合や利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。  
ただし、職員の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出ることが必要です。  
なお、第三者からであっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けることはできません。

※ 青字の部分は平成17年4月の改正で追加された新たな禁止行為等です。